

税理士法人 未来会計

遺言書セミナー

遺言書/税制改正

遺言書・エンディングノートの書き方とポイント!

平成25年7月23日(火)未来会計・事務所研修室にて、「遺言書セミナー」が開催され、21名の受講者よりご参加いただきました。

今年度の税制改正により、平成27年1月1日以降の相続から税負担が増えることが決まっています。相続税の負担があるかないかに関わらず、何らかの準備をしようという動きは高まりつつあり、特に大震災以降、遺言書を準備される方が増えているそうです。そこで今回は、遺言書作成のポイントと税制改正をまとめたセミナーを開催しました。



参加者のみなさま



代表社員
税理士 鈴木 茂光

開催内容

- オープニング
1. 「知っておきたい2013年税制改正」
・相続税・贈与税 税理士 佐藤恵介
・消費税 職員 青沼大樹
・法人税 職員 川野 豪
 2. 「遺言書・エンディングノートの書き方とポイント」
代表社員 税理士 鈴木茂光
クロージング

遺言書作成のポイントは、まずは専門家に相談することです。また、どんなに仲が良くても、遺言書があるにこしたとはありません。作成後も内容を定期的に見直す必要があります。遺留分を考慮する、付言を入れる、できる限り共有持ち分にするのを避ける、生前贈与や祭祀を承継してもらいたい人の記載するなど、注意が必要です。



相続税・贈与税
税理士 佐藤恵介



消費税
職員 青沼大樹

相続対策の失敗事例

相続税対策の意図で、急速、長男の娘を養子に入れたところ、不当減少養子だと課税当局に否認されたケースがあります。不当減少養子は、相続税を安くするための理由で養子縁組をすること、つまり租税回避行為となり、相続税の計算上は子供の数に加えられません。

改正消費税法では、指定日と施行日に基づいて改正後の税率が適用されることとなります。指定日とは、経過措置の適用を受ける基準となる日であり、施行日以後でも経過措置の特例が適用される場合があります。経過措置の要件となる契約・通知義務については、請負契約等および資産の貸付けに関する契約書の作成、請求書等を相手方に交付する等の場合に注意が必要です。



所得税・法人税
職員 川野 豪

今年度の税制改正では、交際費等の損金不算入制度、生産等設備投資促進税制の創設、所得拡大促進税制の創設、等の新たに活用できる改正も見逃せません。「経営革新等支援機関」の未来会計に、是非ご相談ください。

中小企業の財務経営力・資金調達の強化を支援する
中小企業経営力強化支援法に基づく
経営革新等支援機関
認定機関 財務局・経済産業局

いまこそ、社会の期待にこたえよう！めざせ！中小企業のビジネスドクター